

# 計 画 書

## 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫町4丁目7生産緑地地区ほか2地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫町4丁目7生産緑地地区	約0.07ha	約0.07 ha の減
武庫之荘6丁目4生産緑地地区	約0.14ha	約0.03 ha の増
食満2丁目5生産緑地地区	約0.20ha	約0.14 ha の減

位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地の武庫町4丁目5生産緑地地区ほか3地区を廃止する。

名 称
武庫町4丁目5生産緑地地区
南武庫之荘8丁目5生産緑地地区
南武庫之荘8丁目7生産緑地地区
食満6丁目2-1生産緑地地区

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に指定することにより、保全を図ることとして、指定基準を満たすものについて、生産緑地地区に追加する。

また、生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。